

市街化区域内の山林を
500㎡以上お持ちの方向け

契約樹林地維持管理助成事業

危険木伐採・枝落とし・運搬や
山林を保全・持ち続ける契約で
市からお金がもらえる場合があります！

契約樹林地維持管理補助金

作業費の半額補助
最大100万円

令和9年4月から



民有樹林地保全支援金

長期の保全契約で
支援金を交付

現在受付中！

- 🌳 お金を受け取るには？ → まずは **保全契約**
- 🌳 契約後、一定期間保全・保有で **支援金** 交付
- 🌳 契約中、伐採・枝落とし作業費等が **半額補助**

横須賀市 自然環境課
問合せTEL 046-822-8331

自分が対象かどうかは
裏面フローチャートでチェック！

補助金や支援金がもらえるか簡易チェック！

かんたん判定フローチャート

市街化区域内でまとまった
500㎡以上の山林を
個人で所有している

いいえ

はい

地目が山林または雑種地で
現況が樹林地である
(擁壁・宅地・畑等は除く)

いいえ

はい

今後5年以上保有予定で
構造物の整備予定がなく
掃除・草刈等日常管理が可能

いいえ

はい

山林の保全や維持のために
今後5年以内に業者委託で
危険木の伐採等を行う予定

いいえ

はい

支援金交付に加えて
半額補助の可能性あり！

補助金・支援金
対象外

支援金交付の
可能性あり！

まずはホームページで詳細をチェック！



保全契約・支援金はこちら →

← 契約後の半額補助はこちら



新規契約受付中！
お気軽にお問合せください

横須賀市 自然環境課
電話：046-822-8331
ne-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

※半額補助制度は現在計画案の段階で、令和9年3月議会の議決後に正式決定となります。

保全契約や支援金の交付は**現在も実施中**です。まずはお早めの契約手続きをお勧めします。